別表第三号（第７条関係）

［１～17　略］

17の２　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 －5.5－（７／５）×（Δｆ－0.05）dB （１mWを０dBとする。以下この表及び⑵の表において同じ。） Δｆは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
5.05MHz以上10.05MHz未満	－12.5dB

注１　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）12.5MHzとする。

注２　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注３　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
９kHz以上150kHz未満	任意の１kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
30MHz以上１GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
１GHz以上12.75GHz未満（1884.5 MHz 以 上 1915.7 MHz未満を除く。）	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
1884.5 MHz 以 上 1915.7 MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が－41dB以下の値

注　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）12.5MHzとする。

［18～66　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～17　同左］

［新設］

［18～66　同左］